「防災」は万全ですか
慌てないためにまず備え

6月は「土砂災害防止月間」―地震や大雨・長雨のとき、土砂災害の発生に注意してください。土砂は非常に破壊力があり、尊い生命や財産を一瞬のうちに奪い去ります。阪神地区には、土石流、がけ崩れ、地滑りなど合わせて約1500カ所もの危険地域があります。いざというとき慌てないために、日ごろから災害への備えを万全にしておきましょう。問合せは防災対策課（0798・35・3547）へ。

雨量や降り方に注意しよう

まもなく梅雨のシーズンを迎えますので、長雨や集中豪雨にご注意ください。周囲の異常に気をつけて、危険と感じたら、早めに避難しましょう。

自主避難の目安は、①連続雨量100㍉・時間雨量30㍉を超えた、②連続雨量150㍉・時間雨量20㍉を超えた、③連続雨量200㍉・時間雨量10㍉を超えたときです。

【雨の降り方の目安】やや強い雨（時間雨量8㍉以上15㍉未満）…雨の降る音が聞こえる▽強い雨（15㍉以上20㍉未満）…地面一面に水たまりができる。雨音で話し声がよく聞こえない。寝ている人の半数程度が気づく▽激しい雨（20㍉以上30㍉未満）…どしゃ降りになり、傘を差してもぬれる▽非常に激しい雨（30㍉以上50㍉未満）…バケツをひっくり返したように降る▽猛烈な雨（50㍉以上）…滝のように降る

安全対策は地域ぐるみで

造成地や扇状地、山岳地帯に住んでいる皆さんは、次のようなことに注意し、地域ぐるみで安全対策を行ってください。

【造成地】盛土による造成地や基準に適合していない造成地では、地質や地形が不安定な場合があり、豪雨に見舞われると、地盤がゆるみ、崩れる危険があります。水抜き穴から濁り水が出るなど、普段と変わった状態になれば要注意です

【扇状地】山間部の集中豪雨に用心してください。豪雨により山崩れが起こると、土石流が直撃します

【山岳地帯】集中豪雨だけでなく、地震により山崩れが発生します。特に樹木が少ない山間部では、土石流の危険もはらんでいるので、厳重な警戒が必要です

◆がけ周辺での安全対策

がけの上の大木を切る▽崩れそうな箇所は柵（さく）や石積みで補強する▽不安定な岩を取り除くか落下防止の補強をする▽雨水の浸水をできるだけ防ぐため、ビニールなどで傾斜を覆う▽水路をつくって、雨水をがけに浸透させないようにする▽擁壁などの構造物に異常があれば、すぐに修理する▽がけからなるべく離れた部屋を寝室にする▽宅地造成工事規制区域内での無許可工事は非常に危険です

宅地など防災工事の融資をあっせん

「既成宅地等防災工事資金融資あっせん制度」を設け、金融機関への融資あっせんを行っています。

対象は、がけ崩れや土砂の流出など災害発生の恐れがある既成宅地や急傾斜地の所有者です（県か市から防災工事を行うように法律に基づく指示を受けた人に限る）。資格条件など詳細は防災対策課へお問い合わせください。

土のう袋を無料配布します

家屋の浸水被害を防ぐために役立つ、土のう袋（袋のみ）を無料配布します。1世帯につき10枚まで。

希望者は、防災対策課か各支所（市民サービスセンターを除く）へお越しください。

各種防災資料を閲覧できます

防災対策課で、次の資料を閲覧できます。災害に強い住宅づくりに役立ててください。

◎西宮市地域防災計画
◎土砂災害危険予想箇所図（各支所でも閲覧可）
◎西宮市地質・活断層図
◎液状化危険度評価図
◎過去浸水個所図
◎古地図（明治時代の地形図）
◆危険予想箇所図を日刊5紙に折込　JR線以北のご家庭に、「土砂災害危険予想箇所図」を日刊5紙（朝日・神戸・産経・毎日・読売）に折り込み、6月中に配布します

自宅周辺に危険箇所がないか点検を

災害時専用電話
☎0798・35・3456
※災害時以外は使用できません

地震や台風などで災害の恐れがあるときや被害が発生したとき、災害時専用電話を設置し、市の職員が待機します。

避難勧告が発令されたときは、近くの小学校など指定避難場所（130カ所）へ。なお、自主避難するときは、必ず事前に災害時専用電話へご連絡ください。

宅地防災相談
執務時間を延長し市役所南館で

市は、危険宅地パトロールを行うとともに、執務時間を延長して「宅地防災相談」を受け付けます。

自宅周辺の擁壁や法面（のりめん）、排水施設などを再度点検し、不安なことがあればぜひご利用ください。相談は無料。

【日時・会場】5月28日～31日の午後1時～8時に開発審査課（市役所南館2階☎0798・35・3602）で

総合防災訓練
6月1日　甲子園浜で

総合防災訓練を、6月1日午後1時半から甲子園浜で実施します。

災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるようにと、市や防災関係機関、地域住民など約1000人が参加する大規模なものです。無料駐車場がありますので、見学にお越しください。

問合せは防災対策課（0798・35・3547）へ。

暮らしの安心を支えます
国民健康保険

病気やけがなどをしたときに困らないため、医療保険の制度として健康保険があります。わが国ではすべての人が加入することになっています（国民皆保険制度）。国民健康保険は、会社などの健康保険に加入していない人を対象にした制度です。

未納保険料は早期に納付を
滞納者には厳しい措置

国民健康保険は、皆さんの大切な保険料と、国・県・市からの補助金などを財源として運営されています。保険料がきちんと納付されないと、納付している人としていない人との間に不公平が生じます。また、納付状況が低下すると、制度の維持が困難になります。

このため、国民健康保険法が改正され、災害など特別な事情がなく滞納した人には、平成12年度保険料から次のような厳しい措置が採られます。

◆納期限から1年以上滞納したとき　被保険者証の返還を求め、「被保険者資格証明書」を交付します（返還を求める場合は通知します）。なお、医療機関で受診した場合、診療費をいったん全額自己負担し、保険給付分の支給を申請してもらうことになります

◆納期限から1年6カ月以上滞納したとき　療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費（世帯主が喪主の場合）など保険給付の全額または一部を差し止め、差し止めた保険給付額から滞納額を控除します

12年度の保険料を納めていない人は、早急にお願いします。納付が困難な場合、分割納付や減額が認められることがありますので、ご相談ください。

問合せは国保収納担当課（0798・35・3155、35・3156）へ。

市民税非課税世帯など
入院時の食事負担を軽減

入院時の食事代のうち、1日につき780円が患者負担になります。ただし、次のいずれかに該当する国民健康保険加入者は減額されます。

①市民税非課税世帯などで、90日以内の入院の場合は、1日650円に

②市民税非課税世帯などで、減額対象者としての過去1年間の入院日数が通算90日を超えている場合は、1日500円に

該当者は国民健康保険課（0798・35・3119）、各支所・市民サービスセンターで減額認定証の交付申請をしてください。減額認定証を保険証に添えて医療機関の窓口などに提示すると、減額を受けることができます。

なお、前年に引き続き減額認定証の交付申請をする人は、6月1日から15日までに手続きしてください。

※老人保健での医療における減額認定該当者は、医療助成課（0798・35・3192）へ問合せを

保険料の納付　簡単で便利な口座振替を

納め忘れがないように―保険料の納付には、簡単で便利な口座振替をお勧めします。

手続きは、保険証、預金通帳と届け出印を持ち、預金口座のある金融機関（郵便局を含む）で行ってください。一度手続きすると、毎年自動的に引き落としが更新され、納期ごとに金融機関へ行く手間が省けます。なお、振替日は毎月月末（12月は30日）です。

問合せは国保収納担当課（0798・35・3156）へ。

ホームページを開設

市のホームページに、国民健康保険のサイトを開設しました。利用方法は、最初の画面で「健康情報」を、次の画面で「健康保険」をそれぞれクリック（選択）してください。

国民健康保険制度の重要性や健康意識の啓発による医療費の適正化などを理解してもらうため、様々な情報を発信しています。問合せは国保収納担当課（0798・35・3091）へ。